

令和7年 第1回 高鍋町農業委員会 臨時総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月16日(水)
2. 開催場所 高鍋町役場 第1委員会室
3. 出席委員 農業委員 7名
1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志
4. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 係長 金城 朋子

(開会13時00分)

[事務局]

急遽お集まりいただき、ありがとうございます。
会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。それでは、ただいまから令和7年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、橋口昌央委員、2番、幸妻正浩委員を指

名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の金城朋子係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日7月16日、水曜日の1日間といたします。

〔事務局〕

すみません、急遽、今日お集まりいただいたのが、先日話しておりました、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条の案件で、土地の贈与になります。

〇〇〇〇さんが、急遽ICUに部屋を移動させられているようで、本人の意思確認とか、この人は誰とかいうところは分かるのですが、以前にも心筋梗塞を起こされており、次いつ起こるかわからないということで、もう何日もつかかわらないと医者から言われたと、今朝、連絡がありました。

先日お話もしました、今日の案件とは別の案件にはなりますけど、4条とか農振除外の案件については、書類等を全部いただいた状態で、農振除外については、振興局の事前協議もし、了解いただいて、申請書も印鑑をついて提出されたところです。4条につきましても、全部チェックまでして、後は判子ついて出す状態ということです。

水代とか、除外する決済金（水代10年分）の支払いも全部終わっております。

今回贈与できない状態になると、相続人等の問題もあり、そのまま相続が不可能な感じで荒れてしまう状況です。

このような状態というところもありましたので、急遽、今日、開催をさせてもらったところであります。

〔議長〕

それでは続けます。

それでは日程番号3、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、2ページを御覧ください。

申請番号1ということで所在になります。大字〇〇字〇〇****番*、登記も現況も田でございます。面積は935㎡。

それともう1つ、大字〇〇字〇〇****番で、こちらの方は、現況、登記ともに畑となっております。

この件につきましては、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、無償での贈与となります。

この件について、担当委員の説明をお願いします。

[議長]

それでは2番。

[2番]

説明させていただきます。

申請地は、4ページ、5ページを御覧ください。

4ページにつきましては、〇〇から南西に約300mぐらい行ったところにあります。

これは水田です。

もう1筆の〇〇は、〇〇坂を上ったら〇〇の〇〇工場がありますが、あれをまだ〇〇方面に行ったら、〇〇坂を上ったところに当たってきます。その角の2枚目でございます。

畑の方から説明させていただきますが、この〇〇の2枚目には、現在ネギが植わっております。

ここのネギにつきましては、〇〇〇〇さんという方が、今、作付けをされている状態です。

農地の見守りをしながら見た範囲で、その内容につきましては、その道路の角地は、既にあっせん申し入れが出ております、私の地区の〇〇〇〇さんの畑でありまして、この〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、作ってくれないかということで、〇〇〇〇さんも作っていた経緯があり、隣も一緒にということで、これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに、作らせてくれということでお願いに行ったそうです。

〇〇の中の水田につきましては、〇〇〇〇さん本人が現在、水稻を栽培されております。以上でございます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、補足といいますか、先ほど話したような感じではあるのですが、このゼンリンで言うと4ページになりますけども、実際の筆数でいうと字図が3筆目になりますけど、現地では2筆目、隣の2つは畦がないような感じの状況でございます。

こっちの方は水稻で、本人は〇〇業が本業で、それと合わせての兼業農家みたいな形でされているところでございます。

一番最後の8ページになりますけど、結果的には〇〇〇〇さんが高齢と病気で、もうどうしようもないというところが1つと、〇〇〇〇さんが、水稻を今までも作っていたという経緯もあり、そちらに贈与するという話であります。

3条調査書の各条文の項目で、それぞれ該当しないということで、問題ないという判断での、今回の3条の申請となっております。以上です。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[2番]

先ほど言い忘れましたけども、〇〇の畑については、事務局から午前中、説明を受けて、その中で境界がわからないということで、今、作付けされている方にも確認したところ、境界はわからないということだそうです。

[事務局]

要は一ツ瀬の区域なので通常きちっと切ってあるのだけど、もう境界がわからない状態で、中途半端にかぶっている状態になっているから、同じ人が作付けしないとどうにもならない状態になっているようです。

[2番]

昭和45年ぐらいに、一ツ瀬パイロット事業でやったところですが、杭があったとしても、もうわからない状態です。

[議長]

それでは、ただいま説明が終わりましたが、これについての御意見、御質問

はございませんか。

[1 番]

3 条の場合、耕作は第三者がしても構わないのですか。

[事務局]

基本的には自分が全く携わらないはないけど、それに維持管理とか、もともとの 3 条要件と言われる 150 日以上とかいうのは、1 日当たりが何時間という規定もないので、それを網羅してれば特には。

貸すこと前提ではいけないけど、自分がしている部分の作業委託というのは、どの方もあるかと思しますので、そういう扱いということでもいいのではないのでしょうか。

[2 番]

先ほどのなぜ、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに聞いたかというのと、私たち今、補助整備の事業を立ち上げていますが、その中で、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇さんに一任をされているということでございますので、多分それを頭に置いて、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんに声を掛けたと聞いております。

[議長]

そのほか、何かないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい、許可全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべて終わりました。

これをもちまして、令和 7 年第 1 回高鍋町農業委員会臨時総会を閉会いたします。

緊急でお集まりいただき、ありがとうございました。

(閉会 13 時 12 分)